

秋田市油谷コレクション貸出要綱

〔平成25年 6 月 12 日〕
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）第 230 条の規定に基づき、市が所有する油谷コレクション（平成 24 年 3 月 30 日付けで油谷満夫氏より寄附を受けた物品をいう。以下同じ）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出申請)

第 2 条 油谷コレクションの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、油谷コレクション貸出申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定等)

第 3 条 市長は、申請書の提出があったときは、受け取った日から 14 日以内に内容を審査した上で貸出しの可否を決定し、油谷コレクション貸出（承認・不承認）通知書（様式第 2 号）により申請者に対して通知するものとする。

(引渡し等)

第 4 条 前条の規定により油谷コレクションの貸出しの承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸出しの承認を受けた油谷コレクション（以下「貸出品」という。）の引渡しまでに、油谷コレクション借用書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 貸出品の引渡しおよび返却に当たっては、借受人および市の立会いの下に貸出品の数量、状態等確認を行わなければならない。

(貸出条件)

第 5 条 油谷コレクションの貸出しに当たっては、次の各号に掲げる事項を条件とするものとする。

(1) 貸出品の引取り、維持管理、修理および返却に要する費用は、借受

人が負担すること。

(2) 借受人は、善良な管理者の注意をもって貸出品を管理するものとし、当該貸出品の汚損、損傷、亡失、盗難等があった場合は、直ちに市に連絡するとともに、当該汚損等によって生じる損害の賠償責任を負うこと。ただし、不可抗力等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 貸出品は、第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

(4) 貸出品は、貸出し目的以外の用途に使用しないこと。

(5) 借受人は、貸出品の展示、印刷物への掲載等をするときは、市の所有物であることを明記すること。

(6) 借受人は、貸出品の複製、印刷物への掲載等をしようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けること。

(7) 借受人は、貸出品の使用を終えたときは、速やかに原状に回復し、貸出期間満了の日まで指定された場所に返却すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(貸出しの制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、油谷コレクションの貸出しを行わないものとする。

(1) 宗教および政治を目的とした活動に使用されるおそれがあると判断される場合

(2) 入場料を徴収する展示会等で油谷コレクションを使用する場合

(3) 油谷コレクションの保存および管理に支障があると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益を害するおそれがあると認められる場合

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、貸出品の引渡しを行う日および貸出品を返却する日を含めて30日以内とする。

2 借受人は、貸出期間を更新しようとするときは、貸出期間満了日の10日前までに市長に申請書を提出するものとする。

(使用料)

第8条 油谷コレクションの使用料は、無料とする。

(貸出しの取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しの承認を取消することができる。

(1) 借受人が、この要綱および貸出承認通知書の特約事項に違反した場合

(2) 申請書の記載内容に虚偽があった場合

(3) 災害等やむを得ない事情が生じた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、貸出しが適切でないと市長が判断した場合

2 前項の場合において、借受人は、速やかに貸出品を指定された場所に返却しなければならない。

3 第1項の規定による貸出しの承認の取消しによって借受人に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

(実地調査等)

第10条 市長は、油谷コレクションの貸出しを承認したときは、必要に応じて実地調査を行い、もしくは借受人に所要の報告を求め、又は貸出品の維持、管理および返却に関し必要な指示を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、油谷コレクションの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。